

## 工事案件における出来高による受注制限の取扱いについて

### 1 工事案件における出来高による受注制限について

市が発注する建設工事について、受注機会の均等を目的に工事受注中の業者に対して、工事の出来高による受注制限を行っています。(但し、業者数が少ない工種等については、制限外)。

平成23年度以降についても、これまでどおり、原則として次のとおり工事案件における出来高による受注制限を行います。

本市の発注に係る建設工事を請け負っている者で当該建設工事の出来高が50%以下である場合

本市の発注に係る建設工事を請け負っている共同企業体の構成員で、その構成員となっている共同企業体における当該建設工事の出来高が30%以下である場合

### 2 工事案件における出来高による受注制限の除外について

制限付一般競争入札における出来高による受注制限の対象外とするものは、概ね、次のとおりです。これらの工事は、単独で受注している工事の出来高が50%以下(共同企業体の場合は30%以下)の場合でも、入札に参加できることとします。ただし、同一日に複数案件の開札を行う場合などは、1社1件までに制限する場合があります。

#### A 次の工事は、原則として入札参加資格条件として出来高による受注制限の対象としませんが、これらの工事を落札した後は、当該工事の出来高による受注制限の対象となります。

管更生工事(特殊工法を用いるもので、設計図書により工法指定等がされているもの)  
総合評価落札方式

上記以外についても工事内容等により対象工事を追加することがあります。

これらの工事を受注した場合は、当該工事の出来高が50%(共同企業体の場合は30%)を超えるまで、原則として以後の競争入札の案件に参加できません。

#### B 次の工事は、原則として入札参加資格条件として出来高による受注制限の対象とせず、これらの工事を落札した後も、工事出来高による受注制限の対象となりません。

契約金額2000万円未満の水道局発注の工事

建物の耐震補強工事

ごみ焼却場や下水道施設などのプラント設備工事

エレベーター工事などの機械器具設置工事

工事の年間単価契約案件や各所属で契約している工事

災害復旧工事

その他特別の理由がある場合(随意契約等)

上記以外についても工事内容等により対象工事を追加することがあります。

これらの工事を受注した場合は、当該工事の出来高が50%(共同企業体の場合は30%)を超えていなくても、原則として以後の競争入札の案件に参加できます。

なお、工事内容等によっては出来高による受注制限などの条件を個別に設定する場合があります。制限付一般競争入札参加に際しては、入札希望案件の『公告』等の記載内容を確認のうえ、申込みを行ってください。内容の不明の場合は、総務局契約・検査課まで問い合わせして下さい。

以上  
(契約・検査課)

質問：A(1)(2)とB(1)～(7)の違いは何ですか。

回答：次表のような違いがあります。

出来高制限、件数制限を一部緩和しますが、配置技術者など法定要件を緩和するものではありません。

	A(1),(2)の場合	B(1)～(7)の場合
A又はBの入札に参加するときの出来高制限はありますか。	ありません。	ありません。
A又はBの工事を落札したあと、新たな入札に参加することができますか。	落札した工事の出来高が50%を超えるまでは、新たな入札には参加できません。 ただし、新たな入札がB(1)～(7)の場合を除きます。	落札した工事の出来高が50%を超えていなくても、新たな入札に参加することができます。(件数制限なし)